市・県民税、所得税の申告は3月15日までに

（受付時間：午前9時～午後4時）（土・日曜日・祝日を除く）

市の申告相談は、市役所第4庁舎で行います

2月2日(水)・3日(木)の住宅借入金等特別控除自書説明会は八街市中央公民館が会場となります。2月8日以降3月15日までの市県民税・確定申告相談受付は、八街市役所第4庁舎で行いますのでご注意ください。

所得税の確定申告の相談・受け付けは、成田税務署または市の申告相談会場で行います。また、市・県民税の申告は、市の申告相談会場で受け付けします。期限間近になると、大変込み合いますので、早めに申告を済ませましょう。

お知らせ

住宅借入金等特別控除を受ける場合には、土地、建物などの登記簿謄本が必要になりますが、八街市にあった法務局は閉鎖され、現在は佐倉市にある千葉地方法務局佐倉支局で取り扱っていますのでご注意ください。

なお、登記簿謄本の取り寄せは、郵送でも可能ですが、法務局へお問い合わせください。

所在地　〒285-0811
佐倉市表町1-20-11
名　称　千葉地方法務局佐倉支局
電　話　484－1222

案内図

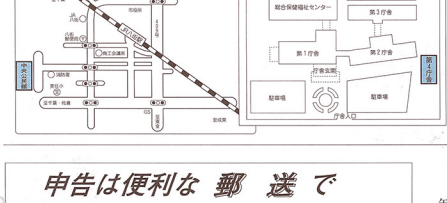

申告は便利な郵送で

◎郵送に当たってのお願い
申告書の控えに税務署の収受印が必要な方は、①提出する申告書、②申告書控、③切手を貼った返信用封筒を同封の上、税務署へ郵送してください。
なお、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を忘れずに記載してください。

住宅借入金等特別控除の自書説明会

成田税務署では「住宅借入金等特別控除」を受けられるサラリーマンなどの給与所得者の方を対象に、確定申告書の作成をご自分で行っていただくような説明会を開催しますので、多数ご出席ください。

とき　2月2日(水)・3日(木)午前9時30分～正午　午後1時～3時30分

ところ　市役所第4庁舎（土地、建物の売買など）

税務署の出張相談あります。ご遠慮なく、議渡所得のある方の確定申告や贈与税、消費税の申告は、税務署でお願いします。また、青色申告の方や、白色申告の方で営業等を新規開業をされた、今年初めて申告される方については税務署でお願いします。ただし、申告書の作成ができていない、提出のみの方の場合は、市の申告会場でも受け付けます。

農業所得を申告する方へ

◎農業所得標準および家事消費の開示は2月3日頃になりますので、注意ください。なお、来年からはこの標準は廃止となります。

◎収支計算による申告の方は、帳簿類を整備のうえお持ちください。

◎農業所得標準で申告する方でも、特種施設（ビニールハウスなど）の統均作物については、農業所得標準表に掲げる一部の作物を除いて、収支計算を行うことになります。また、農業の収入金額が500万円以上の方は、農業所得標準による申告はできません。

◎農業用自動車の自動車税・自動車重量税・保険料・トラクターの燃料および修理費、車入費は地料を控除する場合は、支払つた金額のわかるもの（領収書など）をお持ちください。

◎農業所得の申告は、農協（本所）でも受け付けます。市の申告会場は、申告期間中だいへんな込みあいますのでなるべく農協をご利用ください。

受付時間は、午前9時～午後4時。

問　成田市加良部一－15　☎(047)4431881へ。八街市農業協同組合（本所）☎(0476)4431181へ。

住宅借入金等特別控除および医療費控除の還付申告・年金所得者などの確定申告

市では、「住宅借入金等特別控除」および「医療費控除」を受けられるサラリーマンなどの給与所得者の方を対象に、申告の提出を受け付けます。

また、年金所得などの申告および一般の確定申告も受け付けます。

とき　2月8日(火)～3月15日(水)
※土・日曜日・祝日を除く
午前9時～午後4時

ところ　市役所第4庁舎

※午前、午後とも開始時刻までにご来ていただくようお願いします。なお、申告人数は二週間ください。

市中央公民館2階小・中会議室

持参するものなど内容の詳細については、「広報やちまた」をご覧ください。

※還付申告を税務署で行う場合は、2月15日以前（土・日曜日・祝日を除く）でも申告できます。

確定申告書は、税務署へ郵送で提出することができます。

なお、税務署には車場がありませんのでご注意ください。

贈与税の申告と納税は2月1日から3月15日までです

1年間に贈与を受けた財産の価格の合計が、60万円を超えるときは、贈与税の申告が必要です。

また、個人から著しく低い金額で財産を譲り受けた場合、債務を免除してもらった場合、肩代わりしてもらった場合なども贈与税の対象となります。

○父母などから住宅取得資金の贈与を受けた場合

父母または祖父母から自分の住宅を取得するために資金の贈与を受けた場合、300万円まで贈与税はかかりませんが、申告は必要です。

また、1500万円までの部分については、軽減の制度があります。

○夫婦の間で居住用不動産の贈与があった場合

婚姻期間20年以上の夫婦間で居住不動産などの贈与があった場合、基礎控除60万円のほかに2000万円までは贈与税はかかりませんが、申告が必要です。

※贈与税以外の税金、例えば不動産取得税（県税）や登記申請時の登録免許税などは課税されますのでご注意ください。

申告会場の注意事項

◎申告相談は、到着番号札の順に対受けします。

申告会場に到着した際は、必ず番号札をとって順番をお待ちください。申告会場は、朝8時に開場します。

◎申告相談客が多くその日のうちにすべての方の相談を受けられないと見込まれる場合は、午前・午後に限らず途中で相談の受付けを終了することがありますので、ご了承願います。

◎申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になつても交付することができません。また、控えの用紙に記入する際には、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。

（鉛筆は不可）

市役所や税務署から申告書が送付されなくても、平成11年中に所得のあった方、また所得がなくても見童手当・福祉手当・福祉年金などの給付対認定や税務証明をその申告書で受ける方は、必ず申告しましょう。

詳しくは、成田税務署（〒286－8528－5151まで）または市役所市民税課（☎443－1111内線2167へ。